

牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの 対象牛が変わります

- BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針の改正に伴い、令和6年4月1日からサーベイランス対象牛が変更されます。
- 大きく変わるところは、月齢区分が無くなり、BSEを疑う症状の牛のみが検査対象となります。これまで96か月齢以上の牛で実施していた全頭検査は令和6年度から廃止されます。

旧

【全月齢】
特定症状※¹を呈する牛

【48か月齢以上】
起立不能を呈し、かつ
進行性の神経症状を呈する牛

【48か月齢未満】
家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又は淘汰された牛（歩行困難、起立不能を呈した牛など）

【96か月齢以上】
一般的な死亡牛

新

【全月齢】
特定症状を呈する牛、
特定症状以外のBSEが否定できない症状を呈する牛※²

BSEを疑う症状を呈した牛のみを対象としたサーベイランスを実施

※¹：BSEの感染を強く疑う臨床症状。治療の効果が期待できない進行性の行動変化。興奮しやすい、音・光・接触等に対する過敏な反応、群内序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉・柵等の障害物におけるためらい

※²：歩行困難、起立不能等の症状を呈し、その症状が進行性であり、行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由で説明できないもの

長崎県南家畜保健衛生所

〒859-1415 島原市有明町大三東戊908-1

TEL：0957-68-1177 FAX：0957-68-2056

